

# 上尾伊奈薬剤師連携研究会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、上尾伊奈薬剤師連携研究会 (Ageo-Ina-Pharmacist-Alignment-Society:AIPAS) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は上尾中央総合病院 薬剤部とする。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、上尾伊奈地区において、病院と薬局が連携し、情報共有や倫理的・学術的水準を高め、質の高い医療を提供することで、地域住民の健康保持、QOL向上を支援することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 薬剤師同士で顔が見える関係を構築する
- (2) 講演会、研修会などを開催する
- (3) 薬剤師の連携のための準備、対策を実施する
- (4) 調査・研究を行う

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会を希望した者
- (2) その他、理事会で認めた者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込の旨を事務局に伝え、承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、事務局に申し出ることにより任意に退会することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事、理事 若干名

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会務を掌る。会長事故あるときは予め会長の定める順位に従いその職務を代行する。

監事、理事は、会長および副会長を補佐し、会務を行う。

(役員を選出)

第10条

役員は正会員の中から選出する。理事の推薦により、会長が任命する。